

「東京ゼロカーボン4デイズ in 2020」の実施について

パリ協定により世界が脱炭素社会に向けて大きく動き出す中、都も、CO₂を排出しない「ゼロエミッション東京」を目指し、持続可能な都市東京を実現することとしている。

都は、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会の開会式、閉会式の合計4日間*、都内で排出される全てのCO₂をゼロにする取組を実施する。

※オリンピック 開会式 7月24日(金) 閉会式 8月9日(日)
パラリンピック 開会式 8月25日(火) 閉会式 9月6日(日)

1 排出量をゼロにする手法

- ・都は、2010年4月から、世界で初めて、オフィスビル等の大規模事業所をも対象とするキャップ・アンド・トレード制度を実施している。
- ・制度の対象事業者は、これまでの間、省エネ努力を積み重ねて温室効果ガスの排出削減を進めた結果、超過削減量(CO₂クレジット)を合計で約1,000万トン保有している。
- ・今後、対象事業者にこのクレジットの提供を呼びかけ、都に寄付してもらうことでオフセットを実施し、ゼロ・カーボンデイとしていく。

2 オリンピック・パラリンピック大会に向けた削減努力

- ・サステナビリティは、オリンピック・パラリンピック大会全体の大きなテーマである。都は開催都市として、省エネや再エネ導入施策を更に進め、CO₂削減に向け努力していく。
- ・また、東京2020大会の運営や施設の建設に伴い排出されるCO₂のオフセットに対しても、都のキャップ・アンド・トレード制度のクレジットを活用できるようにすることで、組織委員会に協力していきたい。

<参考>

都内で排出が想定される量(4日間分)

約72万t-CO₂

(推計)

2015年度の都内温室効果ガス排出量 約6,598万トン

6,598万トン÷365=約18万t-CO₂/日

18万t-CO₂×4日=72万t-CO₂

大規模事業所を対象とした 世界初の都市型キャップ&トレード制度

東京都は、2010年4月に「キャップ&トレード制度」を導入し、大規模事業所に対するCO₂削減の義務付けを開始しました。本制度は、我が国初のキャップ&トレード制度であるだけでなく、大都市に集中するオフィスビル等の業務部門も対象とした世界初の都市型のキャップ&トレード制度です。

本制度の対象事業所の総排出量は、都内の産業・業務部門の排出量の約4割に及びます。

対象事業所は、自ら排出削減対策を実施するか、排出量取引を行うことにより、決められた量を削減しなければなりません。また、対象事業所には、排出量の算定、検証及び報告が義務付けられています。

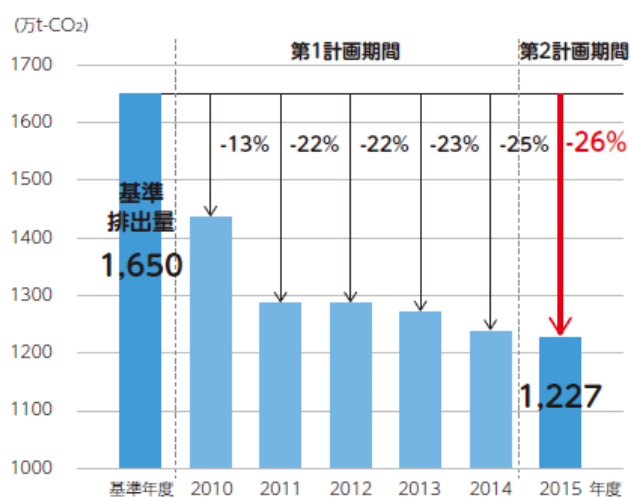
制度概要

対象事業所	原油換算で年間1500kL以上のエネルギーを使用する約1300の事業所
対象ガス	エネルギー起源CO ₂
計画期間	5年間 第1計画期間：2010年度～2014年度 第2計画期間：2015年度～2019年度
削減義務率	第1計画期間：オフィスビル等8%、工場等6%。第2計画期間：オフィスビル等17%、工場等15%
排出量取引	超過削減量とオフセットクレジットが取引可能
罰則	義務不足量の1.3倍の削減命令、上限50万円の罰金、違反事実の公表

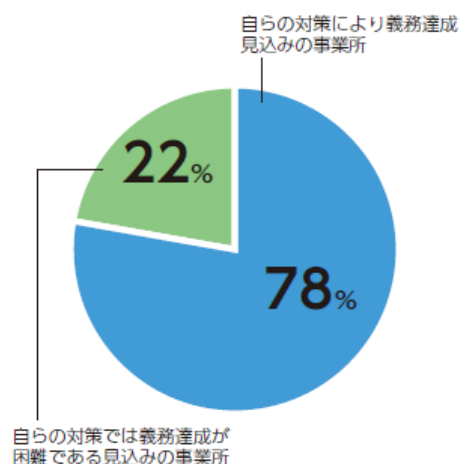
▶ 基準年度比26%削減を達成

第2計画期間初年度の2015年度の対象事業所のCO₂排出量は、1,227万トンとなり、基準排出量比26%削減を達成しました。東日本大震災後の電力危機による大幅節電を行った2011年度以降も引き続き、削減を継続しています。

対象事業所の約80%は、既に第2計画期間の削減義務率以上の削減を達成しています。



対象事業所の総CO₂排出量の推移
(電気等の排出係数は第2計画期間の値で算定)



2015年度実績における削減義務達成割合*
*2015年度の排出量が維持されると仮定した場合における、基準年度比の削減義務率と第2計画期間の削減義務率 (17%又は15%) との比較